# 住民自治条例制定 のための



# -*119 = 47=2*

発行:北本市役所 秘書政策室 〒364-8633 北本市本町1-111 TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997 URL http://www.city.kitamoto.saitama.jp

発行日 平成 18年 11月 15日

第6号

## 理想と現実のギャップを解消するには?





第6回住民自治条例制定市民ワークショップ平成18年11月11日(土)

夏に始まった市民ワークショップも今回で第6回となりました。今回、会場の文化センター では市民文化祭が開催され、駐車場は満杯。踊りの着物を着た人も多く見られ、にぎやかな雰 囲気の中での開催となりました。

今回は、これまでグループワークで議論してきた「理想の北本市像」と「北本市の現状」の まとめを参考に、グループごとに検討するテーマを選んで「理想と現実とのギャップを解消す る方法」とそのために市民と行政とが取り組むべき仕組みについて考えていただきました。







## グループ・ワーク



朝からの雨も影響してか、今回のワークショップ参加者は15名。いつもより一寸少ない参加人数でしたが、3班で行ったグループワークでの議論は活発に行われました。

事務局からこれまでのワークショップの振り返り・今後の予定をお知らせした後、自己紹介、そしてグループワークに入っていただきました。





これまでのワークショップの振り返りシートでは、「もっと議論する時間が欲しい!」という意見が多く寄せられていましたが、これまでの項目出しの作業に比べ、今回はまさに議論が中心。各グループから漏れてくる会話はどこのグループも白熱していました。









#### 住民自治条例制定第6回市民ワークショップの概要

- 1 開会
- 2 前回までの振り返りと今後の予定
- 3 グループ・ワーク
  - ・理想と現実のギャップの解消方法を考える
- 4 次回の日程について
- 5 振り返りシート記入
- 6 閉会



#### 各班から出た「理想と現実とのギャップの解消方法」のまとめ

#### 3班 生活環境の整ったまち

住民が取り組むべきこと 道路の清掃、ボランティア、住民参加の義務化

まちづくりは市民が主体となって検討樹立する

行政が取り組むべきこと 組織化のバックアップ 市民参加団体の育成

情報公開 情報網の整備 安全教育 市民への権限移譲

市民と行政との一体化を進める仕組が必要

#### 2班 住民自治に立脚したまちづくり

市民と行政との協働が進んだ時(直接民主制の確立)議会の位置付けはどうなるのだろうか現状、議員立法が少ない 我々市民の意見が反映されていない

議会のリアルタイムでのネット放映も市民に関心を持たせるために必要ではないだろうか 市の施策づくりに市民が積極的に関わるための情報公開が必要

予算編成に市民の意見を反映させる仕組みが必要(編制後の公開だけではだめ)

指定管理者制度を更に進める 全額受益者負担の仕組みが必要

それにより税金を安くし、若い人が住みたいまち=活性化に繋がる

自治会の活性化は各班の活動の活性化により実現される それがまた安心のまちづくりに繋がる まちの活気をつくるために住民がどのように参加するかを考える必要があるのではないか

#### 1班 ゆりかごから墓場までのまちづくり

若い人の働く場の確保 市民による結婚支援

いじめ問題 家庭教育の徹底

子どもの遊び場の充実

ゴミ対策については 市民の分別の勉強が必要 市は回収場所の増設

安心のまちづくり 市民による防犯パトロール隣同士の連絡 市は街路灯や防犯設備の整備

税金を滞納させない 市内循環バスの運用

### 今後のワークショップと条例制定研究懇話会について

次回以降のワークショップは、今回の議論を更に深めることにより、条例 に位置付けすべき項目についての検討をしていただきたいと考えています。

その後、市民ワークショップに参加いただいている皆様の中から条例制定 研究懇話会のメンバーを選出していただきます。

条例研究懇話会では、ワークショップで出てきたまちづくりの課題や理想 を素材に住民自治条例の研究を進め、条例の素案をかたちづくっていきます。

懇話会のメンバーは、市民ワークショップから5名程度、協働推進計画策定委員から5名程度、条例制定職員プロジェクト・チームから5名程度の計15名での組織を考えています。

次回のワークショップでメンバーの選定を総 意で決定していきたいと考えていますので、 ご協力をお願いします。

なお、条例制定研究懇話会の委員に対する 謝金、費用弁償等の手当はございませんので ご了承ください。

市民ワークショップの予定もあと 2 回です。 次からはいよいよ条例に位置付けする項目の 検討に入りますので、多くの皆様のご参加を お待ちしています。

皆様のご参加をおまちしています



秘書政策室

